

特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会の
倫理及び守秘義務等の確保に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会（以下「研究会」という。）が実施する全ての事業（以下「実施事業等」という。）において遵守すべき必要な事項を定める。

(役割と責任)

第2条 研究会が行う調査事業等は、保健福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に寄与するという社会的な役割と責任があることから、幅広い視野と第三者的立場から情報提供をしていく専門性の発揮と、あらゆる調査事業等を通じて向き合う利用者、事業者及び従業者等に対して誠意をもって対応するものとする。

(公正・中立)

第3条 研究会は、常に公正・中立な姿勢をもって調査事業等を実施し、その社会的な信頼を保持する。

(適用範囲等)

第4条 この規程の適用対象者は、研究会の職員（非常勤職員を含む）及び評価・調査等を行う調査員（以下「調査員等」という。）とする。

(個人情報の取扱)

- 第4条 実施事業等により知り得た個人情報は、第三者に漏洩してはならない。
- 2 アンケート調査等は、評価調査終了後、第11条の規定にかかわらず、速やかに裁断、焼却による確実に廃棄を行うものとする。

(禁止事項)

第6条 調査員等は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 事業者、利用者及びその家族に対する人権の侵害。
- (2) 事業者が、評価・調査のために提出した関係書類及び電子的データを事業者の同意なく譲渡、貸与、頒布、閲覧等の方法で他に漏らすこと。
- (3) 評価・調査を行った事業所から評価料金とは別の金品を受領すること。
- (4) 訪問調査の際、利用者・家族に関する個人情報が記載された書面は、訪

問調査先で確認することとし、持ち帰らないこと。

(5) その他法令違反や、社会通念に反する不正を行うこと。

(倫理)

第7条 この事業に関与する調査員等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業者、利用者及びその家族等に対し、礼節ある態度をもって評価・調査業務に当たり、信頼を損ねることのないようにすること。
- (2) 評価・調査業務で知り得た個人情報的一切を絶対に他に漏らさないこと。なお、この守秘義務は、調査員等が、業務に従事・関与の終了後及退職後も同様とすること。
- (3) 評価・調査において利用者及びその家族から聞き取り調査を行うときは、その趣旨及び目的を説明のうえ同意を得て行うものとし、調査への協力を強いることのないようその意思を尊重すること。
- (4) 事業者との間においては、評価・調査の公正・中立の確保に努め、個人的利害関係を生じさせないこと。
- (5) 評価・調査の実施において事業者の通常業務に支障を及ぼす行為は行わないこと。
- (6) 事業者、利用者及びその家族に対して宗教活動、政治活動を行わないこと。
- (7) 事業者との間で紛争が生じないように努め、紛争が生じたときは誠意を持って解決に当たること。

(調査員としての制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する調査員等は、第4条第1号、第2号及び第3号の評価調査を行うことはできない。ただし、関係法律等において定めがある場合は、その規定に従うものとする。

- (1) 調査員等が、現在所属又は過去3年以内に所属していた法人が経営する施設又は事業所
- (2) 調査員等の配偶者又は4親等以内の親族が現在役員等である法人が経営する施設又は事業所
- (3) 調査員等の配偶者又は4親等以内の親族が現在雇用関係にある法人が経営する施設又は事業所（当該配偶者又は親族が、当該施設の長であるときは、当該施設又は事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む）
- (4) 調査員が、業務及び会計について関与している法人が経営する施設又は事業所

(苦情等の窓口の設置)

第9 研究会は、評価調査事業及び調査研究事業等に関する問合せや苦情に対する窓口を設置する。

(情報の管理等)

第10条 研究会は、関係法律等において保存期間を定めている場合を除き、契約等に基づき作成・収集した書面を善良なる管理者の注意をもって3年間管理・保存した後に裁断、焼却等により確実に廃棄する。

附 則

この規程は、平成21年3月5日から施行する。